

議案第 86 号

川崎市教育委員会教育長職務代理者に係る職務の委任等に関する規則（案）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項の規定に基づき、教育長職務代理者が行う職務については、教育委員会の会議その他議事の運営に関する事務を除き、同法第25条第4項の規定により教育委員会事務局の教育次長に委任し、又は臨時に代理させることができる。この場合において、教育次長に事故があるとき、又は教育次長が欠けたときは、同局の部長に委任し、又は臨時に代理させることができる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

制 定 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項の規定に基づき、教育長職務代理者に係る職務の委任等に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定するものである。